

第 28 回商工会特産品フェア「ありんくりん市」出展要領

1. 募集対象

34 市町村商工会及び会員

(地域特産品の製造・販売を主たる事業とする事業者を対象)

商工会の伴走型支援を受けている事業所で地域特産品の製造・販売を主たる事業とする事業者を対象としてください。

2. 出 展

(1) 出展基準

- ①商工会地域の生産加工品等であること。
- ②食品表示法、改正食品衛生法、JAS 法、薬事法、計量法、健康増進法、景品表示法、意匠法、商標法等の法規に反しないこと。
- ③出展物には生産（製造）地、製造（企業）者名、工程、特徴、商品特性、賞味期限等を明記すること。
- ④販売物には必ず名称、商品名、小売価格（総額表示）を表示すること。
- ⑤新規出展または出展回数の少ない事業者を優先してください。
- ⑥経営発達支援計画との整合性（同計画で支援する事業者）を図ること。
- ⑦販路開拓支援に積極的な事業者（ありんくりん市出展後も商談会等への参加を希望するなど）を選定してください。
- ⑧その他、委員会が適正と認めたもの。

(2) 出展方法・出展申込み

①出展区画及び区分は次のとおり

- ・原則として1商工会あたり1コマとするが、会場スペースを勘案して追加申込を受け付けることとする。

- ・1小間のサイズは、2間×2間「3.56m×3.56mの正方形」

- ・特産品販売コーナー(食品・非食品)
- ・実演販売コーナー(食品・非食品)

→実演販売ブース数(14ブース※)が限られておりますので、商工会

が実施する経営発達支援計画等の伴走型支援等で開発された商品を優

先して下さい。その他の実演販売希望の事業所については、市町村コーナー等へご案内下さい。

※キッチンカーでの出店は、ブーススペースが確保できないことから受付できません。ご了承ください。

※出展区分で出展スペースを区分けします。

※商工会特産品コンテストで県知事賞並びに県連会長賞を受賞した事業所
には、それぞれブースをご用意します（4ブース）

②使用什器等は各自手配（例：冷蔵ケース、イス等）

③出展希望者は、出展申込書（様式1）により宜野湾市商工会へ申込む。

なお締め切りは令和7年7月15日（火）正午（必着）とする。

※申込者多数の場合は出展数調整を行うことがある。そして出展確定後のキャンセルは原則不可とする。

（3）出展料（1コマ）及び搬入・搬出費

①出展料については、1コマ127,000円※とする。

※消費税・開催運営費含む

※離島地区商工会については1コマ目については50,000円を県連から補助する）。

②1商工会1コマを超える追加分については、離島地区についても1コマにつき127,000円とする。

※ 搬入・搬出費については、出展業者負担とする。

※ 出展料支払の締め切りを令和7年9月下旬（調整中）までとする。期日までに入金が無い場合、出展受付ができない場合があります。

3. 開催期日

令和7年10月24日（金）～10月26日（日） 3日間

4. 商品の搬入と搬出

<搬入> 令和7年10月23日（木）13時～17時（予定）

<搬出> 令和7年10月27日（月） 9時～正午（予定）

※搬入、搬出は指定時間内に完了すること

5. 出展に当たっての留意事項

- (1) 出展場所等の抽選及び販売員の心得、会場レイアウト、駐車場、設備等については、出展者説明会にて説明する。
- (2) 経営指導員並びに出展事業者は、必ず出展者説明会に参加すること。
- (3) 出展者説明会の他に出店者を対象とした販路開拓支援セミナーを開催する。
経営指導員並びに出展事業者は参加すること。

6. その他

(1) 電力負荷表の提出について

出展事業者は電力負荷表を沖縄電力株式会社に提出してください。なお、1コマにつき蛍光灯1本、コンセント（2口用）1個を設置いたしますが、1KWを超えて電力を使用する場合は、超過分として電気料金が発生いたしますので、超過分は出展事業者にてご負担くださいますようお願いいたします。

(2) 水道工事について

公園内常設の「水道」は、洗い物等で使用しないでください。水道工事が必要な出店事業者は沖縄県工業連合会に申請を行ってください。料金については40,000円（調整中）となりますので予めご了承ください。

※水道工事は蛇口の取り付けのみとなっておりますので、排水等については各出店事業者にて対応をお願いします。

(3) 排水処理について

調理用等で水道を使用する出展事業者は、使用した水をそのまま敷地内の排出溝に流すのではなく、食品等を取り除いた後、「タンク」等に溜めて、溜まった汚水は総合洗い場（沖縄の産業まつり会場内4カ所に設置）に流してください。

(4) 臨時営業許可の申請等について

出展に係る臨時営業許可等の申請については、出展事業者にて申請をお願いします。

※那覇市にて使用できる臨時営業許可書は那覇市保健所が発行したものに限り、ます。（那覇市内は那覇市保健所が管轄）中部保健所や南部保健所等の管轄区域外の許可書は使用不可ですのでご注意ください。